

福島県水産業復興加速化総合対策事業
(漁協等復興促進事業のうち共同利用設備拡充支援(内水面漁協等))
の採択基準及び採択方法について

制定 令和6年5月24日
水 産 課

1 趣旨

福島県水産業復興加速化総合対策事業(漁協等復興促進事業のうち共同利用設備拡充支援(内水面漁協等))で整備を支援する漁具、設備の採択は、福島県水産業復興加速化総合対策事業補助金交付要綱(以下、交付要綱)、福島県水産業復興加速化総合対策事業実施要領(以下、実施要領)のほか、この基準に基づき実施するものとする。

2 採択基準

採択基準は、以下のとおりとする。

- (1) 県内の内水面漁業協同組合、福島県内水面漁業協同組合連合会が所有し、組合員等の共同利用に供する漁具、設備であること。
- (2) 共同利用により実施主体の生産活動拡大や遊漁者数の維持・増大に資すると考えられる漁具、設備であること。
- (3) 当該年度内に整備を完了する漁具、設備であること。
- (4) 1件あたりの補助金額が100万円以内であること。

3 採択方法

(1) 採択の根拠とするもの

ア 県内の内水面漁業協同組合、福島県内水面漁業協同組合連合会から県の要望調査に対し提出のあった実施計画書

イ 実施計画書において、各実施主体により決定された要望する漁具、設備の優先順位

ウ 実施計画書において、各実施主体により示された想定される事業効果

(2) 採択方法

ア 「2 採択基準」の内容すべてに合致しているものを対象とする。

イ すべての実施主体の要望額の合計が県予算以内である場合は、実施計画のとおり採択する。

ウ すべての実施主体の要望額の合計が県予算を超過した場合は、各実施主体の優先順位下位のもののうち、想定される事業効果を参考に、操業拡大規模の見込みが小さいものから事業費が予算の範囲内となるまで順次不採択とする。

4 対象となる漁具・設備

(1) 漁撈機器

(2) 放流作業機器

(3) 養殖機器

(4) 漁場管理設備

(5) 鳥獣害対策機器

(6) その他知事が生産活動拡大に有効と認めた漁具・設備